

<石川県からのお知らせ>

**建築基準法及び建築物省エネ法が
改正され、段階的に施行されます。**

2022（令和4）年6月に公布された『脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律』（令和4年法律第69号）により**建築基準法**及び**建築物省エネ法**等が改正されました。改正法は公布日から3年間かけて段階的に施行されます。

最新の情報については、国土交通省のホームページでご確認いただけますので、正確な情報の収集に努めていただきますようお願いいたします。

■ 施行時期と主な改正内容について（施行日が未定のものは、今後政令で決定します）**[1] 公布日から 3月内（令和4年9月1日施行）**

- ・住宅の省エネ改修に対する住宅金融支援機構による低利融資制度【住宅金融支援機構法】

[2] 公布日から 1年内（令和5年4月1日施行）

- ・住宅トプランナー制度の拡充【建築物省エネ法】
- ・省エネ改修や再エネ設備の導入に支障となる高さ制限等の合理化【建築基準法】 等

[3] 公布日から 2年内（施行日：未定）

- ・建築物の販売・賃貸時における省エネ性能表示【建築物省エネ法】
- ・再エネ利用促進区域制度【建築物省エネ法】
- ・防火規制の合理化【建築基準法】 等

[4] 公布日から 3年内（施行日：未定）

- ・原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け【建築物省エネ法】
- ・構造規制の合理化【建築基準法】
- ・建築基準法に基づくチェック対象の見直し【建築基準法】 等

改正法令（政令、省令、告示）に関する情報、マニュアル・ガイドライン、説明会・講習会の開催情報、説明資料・動画など、改正に関する最新情報についてはこちらから ▶国土交通省のホームページ：<https://onl.sc/SZgEUZF>

